

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	平成29年度第2回武蔵村山市自立支援協議会
開 催 日 時	平成29年8月24日（木）午後1時30分 ～午後4時30分
開 催 場 所	市民総合センター3階 集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：椎木 俊秀、栗原 玲子、大沼 眞弓、宮澤 ひとみ、柳 清美、須永 美智子、岩瀬 香世、梶原 勲、押田 友紀子、網代 栄一、田野倉 英樹、高橋 毅、佐々木 久子、加納 敏、平良 保司、小泉 久美子、諏訪 潤 欠席者：馬場 均、平 政隆、利根川 正、榎本 勝 事務局：登坂部長、松下課長、齋藤主査、石川主査、石川主事 株式会社名豊 副代表 小池氏
議 題 等	1 報告事項 （1）平成29年度第1回武蔵村山市自立支援協議会会議結果について （2）サービス事業者部会等の報告について （3）プロジェクトチームの報告について （4）その他 2 議題 （1）武蔵村山市第四次障害者計画・第五期障害福祉計画策定について （2）その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題1について：武蔵村山市第四次障害者計画・第五期障害福祉計画の「計画の基本的な考え方」について確認。引き続き検討を行う。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。） ●会長 ○委員 ■事務局	■平成29年6月1日付で新たな委員が委嘱されたので紹介する。日中活動系サービス事業者部会の部会長であった 菅原 幸次郎 氏に代わり、えのき園の副理事長兼施設長 平良 保司 委員が後任となった。また、異動に伴い委嘱書の交付を行う。社会福祉法人武蔵村山正徳会サンシャインホーム 大槻 満 委員に代わり、田野倉 英樹 氏が後任となる。高齢障害担当部長より委嘱書を交付する。 ●本日の配布資料の確認を事務局より願います。 ■事前に配布したものが7点と、本日配布したものが5点である。 ●自立支援協議会を開会する。事務局より平成29年度第1回武蔵村山市自立支援協議会会議結果について報告をお願いする。 1 報告事項 （1）平成29年度第1回武蔵村山市自立支援協議会会議録結果について ■事前に会議録を配布したところ修正等の意見が無かったため、その会議録を正式なものとする。

(2) サービス事業者部会等の報告について

- まずは訪問系サービス事業者部会より報告をお願いします。

○昨年度実施したパネルディスカッションを今年度も実施を検討している。パネラーとなる障害者の方は3名を予定しているが、まだ決定していない。

- 10月17日に実施を予定しているとの事なので、詳細が分かり次第報告をお願いします。

- 次に日中活動系サービス事業者部会より報告をお願いします。

○市より農作業に関する情報提供があったことから、農作業を経験している事業所から意見があがった。福祉分野として農作業に携わることによる課題点等が見え、参考となった。

昨年度実施した施設見学会を今年度も実施しており、7月と8月はそれぞれかたくり作業所とえのき園の見学会を行い、部会にて施設の取組みや感想を報告した。その中で人員の慢性的な不足が問題としてあがった。また、8月よりくるみ会が運営する就労継続支援B型施設「ゆい」が開所した。弁当の配達や農作業等に取り組む予定とのこと。

- 新規で「ジョイナス」という事業所が見受けられるが、部会には参加しているのか。

○5月より開所しており、部会にも参加している。

- 次に居住系サービス事業者部会より報告をお願いします。

○用意した当日配布資料をご覧いただきたい。今年度はボードを活用して地域に障害福祉情報を発信する方法について検討しており、資料はそのイメージ図となっている。部会では居住系の情報に限らず、様々な障害福祉情報を掲載してはどうかという案があがっている。

そこで、各部会長にこの案の活用の賛否及び内容等について検討していただきたい。

- 例えば訪問系サービス事業者部会であれば、ヘルパー募集への利用等が考えられる。他の部会でも発信できる情報はあると思われるので、各部会長にこの案の実施の方向性について意義がないかを伺いたい。

○異議なし。

- 各部会長には随時情報提供又は提案をお願いしたい。

- 次に相談支援サービス事業者部会より報告をお願いします。

○各事業所における近況報告のほか、各相談支援事業所が関わっている事業所を一覧化した社会資源台帳の作成を検討している。7月の部会にたたき台を作成したため、9月の部会においては各事業所で情報を持ち寄り、共有をはかることを目標としている。まとめ次第、自立支援協議会に報

告をさせていただく。
また、困難事例の検討についても引き続き実施し、対応方法等について情報共有を行っている。

○補足説明を行う。日中一時支援については武蔵村山市内に事業所は無いが、ニーズがあれば検討が必要と思われる。

●特別支援教室とはどのようなものか。

■平成28年度より順次導入しており、平成30年度には市立小学校9校全てに設置される予定となっている。従来は対象児童が特別支援学級に通うものだったが、逆に、教員が対象児童の学校に出向く制度である。その利便性から従来よりも保護者のニーズが増え、利用児童が増えると考えられる。

○社会資源台帳の作成は賛成である。ただし、制度外の私的なサービスを行う事業所も一覧に載せたほうが良いと思われる。

●放課後等デイサービス事業者部会については 平 委員が到着次第、報告をお願いすることとする。

(3) プロジェクトチームの報告について

●まずは障害者のくらしを考える部会より報告をお願いする。

○前年度から引き続き、防災や道路事情について検討している。道路事情については、先日実施した歩道に関するアンケート結果に基づき、現地取材を行っている。まずは学園を中心に10箇所を取材し、写真を撮影、状態を記録しまとめた。今後も取材を続け、随時報告する。

○現在取材が終わっている分から速やかに報告したほうが良いのではないか。必要あれば取材の協力も行いたい。

○既に市の道路担当には報告しており、回答はいただいている。それを踏まえたうえで、部会員が直接確認すべきであると考え、取材を行っている。

■取材していただいた内容についても随時道路担当に伝えていく。なお、日産通りの舗装については改善のための工事計画が進んでいるところである。

○問題となっている歩道について、例えば車椅子が自力で乗り越えられるのか等も検証し、優先順位をつけたほうが良いと思われる。

○障害者の種別は多岐にわたるが、なるべく多くの視点から何が問題になっているかなどをまとめ、取材内容に反映していきたい。

●次に障害者のはたらくを考える部会より報告を行うところであるが、部会長である 利根川 委員が欠席のため代わりに説明する。

●9月26日にオリックス生命特例子会社の職場見学、10月中旬から下旬にはイオンモールインターンシップ、12月・翌年1月にはサンシャインホーム職場体験実習の実施を予定している。

(4) その他

■配布資料について説明する。

- ・道しるべ…精神保健福祉情報誌。今年度分が発行されたので配布。
- ・障害者差別解消法パンフレット…平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたことに伴い、市民・事業者等への啓発のため作成したもの。必要に応じて増刷を行う。
- ・東京都社会福祉協議会発行チラシ…東京都社会福祉協議会における福祉人材の確保・定着等の促進。
- ・お伊勢の森通信…一般相談の件数が伸びていないため、情報提供用として配布した。
- ・総合防災訓練チラシ…訓練は8月27日に市立第三中学校で実施を予定している。昨年度は聴覚障害者の方が参加されており、有意義なものとなったため、今年度もぜひご参加いただきたい。
- ・緊急ネット通報利用のご案内…スマートフォン等を通じて緊急通報ができるシステムの案内である。

○総合防災訓練の協力団体として障害者団体を加えることはできるか。載せることにより障害者の参加促進になると考えられる。

■ここでの協力団体とは実際に訓練の運営に関わっている団体のことである。障害者団体の方々には一般市民として参加していただき、意見をいただきたいと考えている。

○手話通訳派遣の予約がされていないので、聴覚障害者協会は参加できない。

■その件については至急確認を行う。

●聴覚障害者協会に限らず、障害者団体に参加していただく必要はあると思われる。

○訓練を実施するスタッフの中に障害者に対して個別に対応できる者はいらぬのか。

■専門のスタッフの配置はしていない。

2 議題

(1) 武蔵村山市第四次障害者計画・第五期障害福祉計画（案）について

●武蔵村山市第四次障害者計画・第五期障害福祉計画策定について、事務局から説明をお願いする。

■（資料1から3に基づき説明）

●内容について意見、質問はあるか。

資料3の「計画の基本的考え方」は1から34ページまでとなっているが、最終的に仕上がる冊子は100ページほどになると思われる。実際に策定する計画においても、34ページまでが同様の内容になるということによろしいか。

■具体的な施策の内容については、34ページ以降となる。また、障害福祉計画については見込み量等の設定を具体的に一つ一つ挙げて網羅していく必要があるため、前回の計画と同様のページ数になると思われる。この34ページまでが、今回新たに策定していただきたいと考えている障害福祉計画の素案的な部分となる。

●障害者施策については長い年月の間に目まぐるしく変化している。例えば2・3ページに載っている障害者の権利擁護に関しては、虐待防止法や差別解消法の施行、また来年4月から施行される精神障害者の雇用義務化など、日本の障害者制度に併せて急速に変化している。

また、アンケート内容の精神障害者について、以前は手帳所持者のみカウントしていたが、現在は自立支援医療の受給者もカウントしている点に進歩を感じる。障害児に関する制度も障害者施策の中に取り込まれており、時代に則した内容になっていると感じる。

今後、具体的な数値目標が決まってくると思われるため、読み込むことで内容を理解していただき、多くの意見を出し合うことでこの計画を策定していきたい。よろしく願います。

○行政に関する素人が抱くイメージとして、障害者と高齢者は別物であるという感覚がある。しかし、実際に仕事をしていると、障害者かつ高齢者であるというケースに出くわす。単に障害者のみの基本的な考え方を示す説明では、高齢者が除外されているのではないかという錯覚を起こす。計画の対象は何らかの不自由な状態にある人であるため、おそらく高齢者も入ると思われる。この計画を初めて読んだ方の概念が広がるように、「年齢に関係なく何らかの不自由な状態を持っている人」というように、「年齢に関係なく」という言葉を加えたほうが良いと思われる。

先ほどの災害訓練の話にもあったように、健常者だけの災害訓練では、実際に我々が支援している方々はどのように扱うのかという問題が起こる。障害福祉課の職員はこのことについて100%理解できていると思われるが、他部署ではそういった解釈はできないと思われる。他の担当者が読んだ際にも「障害者や高齢者にも来てもらい、訓練に関わってもらいたい」と思うようにならないければ、本当の意味での良いまちづくりには繋がらないと思われる。この文面には表れていないが、まずは我々がそういった意識を持たなければ、計画を立てようとする際に行き詰ってしまうのではないか。

また、計画作成後には民間の企業や一般市民など、関わっていない方々への教育活動が必要になると思われる。さらには、市職員でもこのことをまったく理解していない方に会うこともあるので、市の福祉系の担当部署以外への教育活動も必要になると思われる。このことは計画のどこかに載っているは思うが、より強調して載せるべきだと思う。

■基本的なところでは、今回は第四次障害者計画及び第五期障害福祉計画

の2つの計画を1つに合わせて作成していただきたいと考えている。障害児福祉計画については、障害福祉計画の中に盛り込むことを考えている。また、最初に検討委員会を設置する旨の説明をしたが、策定委員会の名称は「高齢者福祉計画等策定委員会」である。この名称が示すとおり、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画についても、同じ策定委員会の中で協議をしているのが実情である。

この自立支援協議会においては、障害者計画及び障害福祉計画に絞って説明を行っている。先ほど、主な法令・法律等の状況の際に説明したが、「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の改正法の施行」に基づき様々な法律が改正されることとなる。これは委員が発言されたとおり、年齢や障害の有無に関係なく、地域で充実した生活ができるようにするためのシステムの構築を最終的な目標とする法律改正である。今回の計画策定においても、それを踏まえることとなる。今回の計画策定にあたっては、最終的な決定の前に市民の意見を集約したいとのことで、パブリックコメントの収集及び市民説明会の開催を行い、市民の生の声を吸い上げたいと考えている。また、市職員に対しての啓発活動も行う予定である。よろしく願います。

●他に意見はあるか。

○「計画体系の見直し案について」のところで基本理念が載っている。おおむね同意できる内容であり、お互いに協力してやりましょうという点が強調されているが、個人の権利擁護の点について主張が弱いと思われる。現在の憲法の中で何が一番大事なのかという考え方については、憲法学者間では「個人の尊厳」であると言われている。現代においてはそれに多様性の尊重が加わり、個人の尊厳を尊重した上で多様な人達を認めなくてはならないと言われている。この2つの考え方は非常に大きな影響を持つと思われる。例えば、基本理念に「個人の尊厳と多様性の尊重に基づき」と載せ、より深い捉え方をすることが必要ではないか。いき着く先は一人一人の尊厳で、それは利己主義を蔓延させるという考え方もあるが、個人の尊厳というのは自分の尊厳であると同時に相手の尊厳でもある。当然、利害の対立も起こる。故に公共の福祉はそれを補完する考えであるといわれている。要するに個人の尊厳が守られていて、なおかつそれぞれの多様性を認め合うことを、より多くの市民が理解することが根本的に必要ではないかと思われる。故にヘイトスピーチは当然許されない。それを踏まえ、文言について検討するべきであると思われる。

■委員から意見があった基本理念は、計画のキャッチフレーズとなる。地域包括ケアシステムという言葉については様々な場面で耳にするとと思われるが、従来は高齢者の視点に重きを置き、高齢者をどう扱うかについて述べている。それに対して「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の改正法の施行」の中では、高齢者だけではなく障害者から児童まで「我が事・丸ごと」の地域づくりを示している。要するに今後は地域包括ケアシステムをさらに進化させ、高齢者だけにとどまらない地域共生社会を作ることを国全体で推進している。

それを踏まえ「お互いに尊重し、支え合いながら」、他人のことも自分のことと思い「支え合いながら、地域でともに暮らせるまちづくり」、みんなで共生していきましょう、といった考え方をもとにキャッチフレーズを載せた。委員から意見があった「個人の尊厳や多様性」といった文言の反映方法については、事務局にて検討したい。

●他に意見はあるか。

○福祉サービスの買物同行について、介護保険の訪問介護サービスでは認められているが、障害福祉サービスの居宅介護では認められていないと伺っている。これは制度的な差別であると思われる。ここを直さなければ合理的配慮に欠くと思われるので、解決策を考えなければならない。事務局に検討していただきたい。

■主な法令、法律等の状況の欄の最後に「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の改正法の施行」の項目がある。ここでは高齢障害者が抱える問題として、介護保険優先の原則を挙げている。これは障害福祉サービスを利用していただいていた障害者が65歳に到達した時点等で、原則として介護保険サービスを利用しなければならないというものである。利用する事業所についても介護保険の指定を受けた事業所を利用する必要があり、基本的に従来は事業所は利用できなくなる。さらに、介護保険の指定を受けようとする場合には、その法令に沿って要件をクリアしなければ指定を受けることができない。

この状態を解消するために、法で一定の解決策が図られており、来年度から共生型サービスの創設が予定されている。これは障害福祉サービス及び介護保険サービスの双方を提供する場合に指定が受けやすくなる制度である。例えば障害福祉サービスのみの指定を受けている事業所が介護保険サービスを提供したいといった場合には、介護保険の指定要件が若干緩和され、指定が受けやすくなるものである。つまり、各サービス事業所が障害者、高齢者双方にサービスが提供しやすくなるというものである。

○買物同行についてはいかがか。

■買物同行については、現行の介護保険サービスでは、訪問介護という仕分けである。一方、障害福祉サービスでは居宅介護という仕分けである。先ほど申し上げた共生型サービスの創設に伴い、障害福祉サービスや医療の報酬も同時に改定される予定となっている。それに合わせてサービスの範囲について若干の見直しが行われる可能性がある。

サービスの範囲については市で決定していることではなく、国の基準で定められている。それがいつ、どのように変わるかについては国から情報は来ていない。ただし、報酬改定に併せて見直される可能性はあると思われる。

●時間も経過している。障害者計画・障害福祉計画の策定については今後も引き続き検討を続けていくので、今回はここまでとしたい。

(2) その他

●何か検討事項はあるか。なければ、事務局から説明をお願いしたい。

■(居住系サービス事業者部会補足説明)

●: 次回は10月18日(水)午後1時30分から集会室で会議を行うため、ご参加をお願いしたい。

以上をもって平成29年度第2回自立支援協議会を終了する。

会議の公開・ 非公開の別	■公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()
-----------------	--

傍聴者： 0 人

会議録の開示・ 非開示の別	■開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)
------------------	--

庶務担当課	健康福祉 部 障害福祉 課（内線：642）
-------	-----------------------

（日本工業規格A列4番）